## 第3 調査の概要

## 1. コタパンジャン水力発電所及び関連送電線建設事業計画(円借款)

## (1) 事業の背景

インドネシア・スマトラ島中部(西スマトラ州及びリアウ州。両州の人口は約 900 万人、面積は北海道と東北を合わせた広さ)の経済発展を背景とする電力需要の急速な伸びに対応するため、新たな電源開発が必要となっていた。

しかし、リアウ州及びスマトラ州には新たな発電所を維持できるだけの天然ガス、 地熱源は存在せず、火力発電に使用できる埋蔵炭は残っていないと想定されていた。 また、送電網が敷設されていたのは西スマトラ州の州都パダン及びその周辺地域のみ であった。リアウ州には送電網は存在せず、小規模のディーゼル発電所とそれによる 独立した配電系統による電力供給が行われていた。

## (2) 事業の目的

西スマトラ・リアウ両州の境に、カンパールカナン川の水を利用して、発電機3基、 総出力114MWの水力発電所及び関連送電線を建設することにより、両州の電力需要 に対応し、電力の安定供給及び地方電化率の向上に寄与するもの。

## (3) 事業の概要

我が国は本事業に対し、3回に分けて、総計 311 億 7,700 万円を限度とする円借款 供与を承諾した。

エンジニアリング・サービス(E/S)

事業年度	1984年度
供与限度額	11.5億円
供与条件	償還期間30年(うち据置期間10年)、金利3.5%
交換公文締結日	1984年7月14日
借款契約締結日	1985年2月15日

## 第1期事業(土木事業)

事業年度	1990年度
供与限度額	125億円
供与条件	償還期間30年(うち据置期間10年)、金利2.5%
交換公文締結日	1990年12月13日
借款契約締結日	1990年12月14日

第2期事業(発電機、タービン等)

事業年度	1991年度
供与限度額	175.25億円
供与条件	償還期間30年(うち据置期間10年)、金利2.6%
交換公文締結日	1991年9月19日
借款契約締結日	1991年9月25日

1992年10月、ダム本体建設が着工され、1997年2月にダム建設が完了、同年12月に関連送電線の建設が完了した。1998年から発電所は操業を開始している。

## <本件事業に係る訴訟>

2002年9月15日及び2003年3月28日にインドネシア住民8,396人及びインドネシア環境団体が、日本国、東電設計、国際協力銀行(JBIC)及び国際協力機構(JICA)を東京地方裁判所に提訴した。原状回復及び移転により受けた精神的損害に対する賠償として一人500万円を請求した。これまで計17回の口頭弁論及び準備的口頭弁論が行われ、現在証拠調べ手続中である。

## (4) 現況等

本議員団は、早朝ジャカルタを発ち、空路プカンバルに向かった。プカンバル空港 から車で約 2 時間かけてコタパンジャンダムに向かった。本議員団の今回の訪問の目 的は、ダムによる水没した村の住民の移転をめぐりその後の補償問題等で日本政府、 東電設計、JBIC及びJICAを相手どり、住民が訴訟を起こしていることから、 様々な立場からの意見を聞き、問題の核心がどの辺にあるかを調査することにあった。 車中JICA、JBICから説明を聞いた。この間に、反対派の住民 1,200 人が村役 場に集結しているとの情報が入った(前日の警察への届け出では 1.000 人とのことで あった)。そこでまず、御自身も訴訟に加わっていると言われるコトムスジット村村 長宅を訪問し(注:後刻、同村長が訴訟には参加しておらず、賛成派であることが判 明した)、意見を聞いた。その後、反対派住民のデモ隊はダムサイトに向かい、そこ で集結しており、危険であるとの情報が入った。しかしながら、本議員団は反対派の 住民からの意見も聞き、要望書の提出があればそれを受け取ることとしていたので、 危険を理由に反対派住民の意見を聞かずにジャカルタに帰ることはできなかった。基 本的には、反対派住民が本議員団に危害を加えるようなことはないと考えられるが、 群集心理で思わぬ方向に進展してしまう恐れなしという状況ではなかった。そこで、 先遣隊を出してデモ隊の状況を調べたところ、全体で 200~300 人であり、警察官も 約20人が配備されている、また日本のNGO関係者も2人いるので安全であるとの情 報を得た。

本議員団は、ダムサイトに向かったところ、日本のNGO関係者はおらず、日本語で書かれた横断幕も掲げられており、また鉢巻きをした 300~400 人ぐらいがサイトの入り口(警備所)に集結していた。また、拡声器を持った男性がいて、その彼が全体の統制をとっている様子であった。当初、中に入るのも困難な状況であったが、警察官の誘導でようやく中に入ることができた。少し中に入ったところに本議員団が座るための椅子が 5 つ用意されていた。議員団は周囲を取り囲まれた状態で着席し、6 つの村の反対派住民の代表から約 30 分意見を聞き、要望書を受け取った。その後、反対派住民の意向を尊重し、近くの村(当初訪問する予定であった村の一つ)に向かい、アスベスト被害に苦しんでいると言われるお宅を訪問した。

#### 〈説明概要〉

JICA・JBICの説明は以下のとおりである。

- ・ 住民の不満は、①提供されたゴムが未成熟ですぐに収穫できないこと、②水の確保ができないこと、③パーマネントな住宅の提供と約束されていたが実際には木造であったことなどであり、日本政府はそれを聞き取り、インドネシア政府に伝えてある。
- ・ JICAが訴えられる理由は、ダム事業のフィージビリティ・スタディが不十分 であったことにあるというものである。また、事情に配慮する義務を怠ったことに より強制移住させられたというものである。
- インドネシア政府は、移転住民から土地の補償について訴えられていた。
- ・ 日本に対しては、実際には原状回復要求ではない。
- ・ 移転住民の世帯に対し代替の土地と家とプランテーションも補償されている。これに加えて家屋・土地を所有していた住民に対しては補償金が支給されている。その後、成功した人とそうでない人の差ができてしまったようである。
- ・ こちらでの農民の平均月収は約4,000円、工場労働者の平均月収は約8,000円であり、出稼ぎに出ている人も多い。

(コトムスジット村村長との懇談)

- (Q) ダムができて住民の生活は良くなった のか。
- (A) 引っ越してきた当初は確かに大きな変化があった。下の川沿いの村に居たときより良いが住民にも注意を払って欲しい。特に、インドネシア政府、カンパル郡政府に対して注文がある。この村は良い方だが、水の問題が解決しても、道路



(写真) コトムスジット村村長との懇談

などのインフラ整備が不十分である。

- (Q) あなたは日本政府、JBICなどに対する訴訟に加わっているか。
- (A) 村長である私は加わっていない。我々は日本政府に対し特に要求はない。
- (Q) なぜ日本政府等に対して訴訟を起こしていると思うか。
- (A) なぜ訴訟に至っているのか事情は分からない。なぜ J B I C を訴えているのかも分からない。ここでは水の問題はない。
- (Q) この村の住民の生活は皆良くなったのか。村の中で訴訟に加わっている人がいるのか。
- (A) この村では移転後、80%の住民は経済状況が改善した。20%の住民が悪化した。 どれぐらいの住民が訴訟に加わっているかは不明である。この村の住民 10 人ぐら いが今日のデモに加わっているが、その理由も知らないのではないか。
- (Q) 日本政府は地域の住民に喜ばれない援助事業をするつもりはない。そのために様々な工夫をしているはずである。インドネシア政府に対しても、十分な補償をすることを事業の条件としている。したがって、私どもは今回の日本政府等への訴訟があることを意外に思っている。
- (A) 村の代表として日本政府が、コタパンジャンダムを通じてのカンパル郡の発展 に貢献していただいていることに感謝したい。

なお、村長宅を出る際に、JBICがモニタリングのために雇っている現地コンサ ルタントが村長と握手する際にお金を支払っていたところを議員団が発見した。その 行為について問いつめたところ、当初、現地コンサルタントは村長からデモの情報を 携帯電話で連絡してもらったので、その通話料金としてプリペイドカードを手渡した と回答した。これに対し、議員団が「確かにお金であった。お金を渡したところを見 た」と問いつめたところ、「10 万ルピア(1,100 円相当)を渡した。こちらの住民に とり通話料金は高いものであるから、そのコストとして支払った」と回答した。さら に議員団から「このような形で渡すのは都合の良い事を言ってもらうために支払った と疑われるではないか」と問いつめた。JBIC側からは「こちらでは、知人、家族 の間でも、このような形でお金を渡すことが習慣になっているが、誤解を招くような ことがあったことをお詫びしたい」と回答があった。議員団からは、「コストであれ ば堂々と渡すべきであり、握手しながらこっそり渡すのは問題である。実費を支払う のであれば明細書を提出してもらい、それに対して現金を支払い領収書を取るべきで ある」と質した。これに対し、「モニタリング・チームの諸費用はこれまで実費で支 払い、領収書はすべて取ってある。今回の10万ルピアについても、領収書が出てくれ ば支払う」と回答があった。

# 【6つの村の代表からの意見聴取及び要望書】 意見は以下のとおりである。

- 議員団が我々の実情を見てくれないことに失望している。このダムの建設によっ
  - て、清潔な水が手に入らず、アスベストの 屋根の家に住まざるを得ないという生活の 実態を、生活が破壊された状態を見て欲し かった。インドネシア政府は日本政府に対 して良いところしか見せてはいない。我々 が補償を求めている裁判を支援して欲し 1



(写真) ダム警備所入り口

- 今は乾期なので水はない。水を買ってい る状況である。水道はついたが水が出てい ない。その水道でさえ資金がどこから出ているのか、JBICからなのかインドネ シア政府からなのか分からない。
- 住民の生活を直接見て欲しかった。水を他の灌漑施設から買ってこざるを得ない 状況である。畑や農園が10%ぐらいしか機能していない。日本政府に訴えたいこと がある。コタパンジャンダムの円借款を一切帳消しにすることを要望する。ある村 では補償金は支給されたが、約束された家、畑、農園は補償されなかった。日本の 国会議員の皆様にお願いしたい。インドネシア政府に対して会計検査をするよう要 望したい。特に、ダムの建設と住民への補償に関して検査をするよう要請してもら いたい。また、コタパンジャンの住民を支援する団体も会計検査する側に含めて欲 しい。
- ダムができたことでいかに苦しくなったか、その実情を御覧いただけないのは非 常に残念である。我々が移住してきた村は石だらけであり家は石の上に建てられて いた。もともと村は一つであったが、移住により 2 つに分かれてしまった。政府の 用意した井戸は1か月しか使えなかった。一部の家では、アスベストの屋根により、

私たちの子孫が間接的に日本政府に殺され ているようなものだ。農園も成果は出なかっ た。ダム周辺の住民はダムの水を糧としてい るが、ダムの水位は低くて10年後には使え なくなるだろう。JBICと国会議員は共謀 して住民を苦しめていることになる。国会議 員の皆様が直接我々の苦しい状況を御覧に



(写真)ダム警備所で住民の意見聴取

なれば、そのことが証明されるでしょう。

○ 私は2つの村の伝統慣習法的指導者のムラオサである。1991年に村が移動したのを見た生き証人である。移動の日、銃を持った兵士達が移動に関与していた。県の軍管区が村の長老に「7発撃ってしまった。申し訳ない」と報告したとのことである。そのため私の一族の子供も死んだ。さらに残念なことに、移動の後、家具、屋根、家に置いていたものすべてが盗まれた。誰が盗んだかは分からない。ムラオサは他にも10人いるが村の住民の補償基準額を決める権限を持っていた。私もその一人である。インドネシア政府は1,000万ルピア支払うとのことであったが、その10分の1しかもらえなかった。インドネシア政府は、その時の土地の値段は1㎡当たりたばこ1本分であると言っていた。JBICは何度も村に来てはいるが、村の良いところしか写真に撮っていない。私の家族の苦しい生活の状況を見てもらえないか。犠牲者の生活の回復をお願いしたい。

これらの意見に対し団長から、以下の発言があった。

皆様の御意見を伺うというこうした機会を持てたことは大変有意義であった。私たちからも意見を申し述べたいこともあるが、一つだけ信じて欲しい。日本は住民が望まない事業を行うことはない。皆さんのお話は日本に帰って関係機関に伝えたい。我が国とインドネシアは友好の絆で結ばれなくてはならない。私たちが、そう考えてここにやってきたことを信じていただきたい。

## (要望書-仮訳)

「『日本政府とインドネシア政府の共謀』により生じた 23,000 人のコタパンジャン住民の苦しみ」

我々、23,000 人のコタパンジャン住民は、「コタパンジャン」大規模ダムの建設の ために故郷から強制的に追い出された。

祖先の墓、伝統の象徴である「ルマガダン(訳注:地域の伝統家屋)」、肥沃な農園は水没した。今では、石ころだらけの痩せた土地に、アスベストの屋根の付いた家に住み、清潔な水の施設もなく、雨水をのむ生活を余儀なくされている。

今日、日本の国会議員とインドネシア政府の代表の前において、我々は以下の 4 か

## 条を要求する。

- 1. 我々の生活を元に戻せ(コタパンジャンダム被害者の生活の回復)。
- 2. 日本の国会が日本の裁判における我々の要求を全面的に支援するように。
- 3. 日本政府は、インドネシア政府に二度と円借款/外国債務を与えるな。 なぜなら、その金は(住民を)苦しめ、汚職に使われていることが証明されて いるからである。
- 4. 日本政府は、外国債務を通じたインドネシアの植民支配をやめろ。

以上は、我々の生活の継続と将来の子孫のために注意を払われ実行されなくてはならない。

## コンタクトパーソン

- 1. アブドゥル・カリム (BP. RKDKP代表)
- 2. M. テゥグー・スルヤ (大規模ダム及びSUTET弁護ネットワーク・コーディネーター)
- 3. アリ・ナスティオン (コタパンジャンダム被害者弁護団)

## 【アスベスト被害のあると言われる家の訪問】

ダムサイトから車で10分ぐらいの所にある タンジュン・アライ村を訪問し、そのはずれに ある一軒に到着した。入り口から少し奥にかけ てスレートが葺かれていた。その家の方は、

「95年に500万ルピアもらった。96年にはゴムの生産ができると聞いていたが、ようやく昨年から生産が可能になった。」と述べた。

スレートの屋根を見た後、JBICの担当者から「オリジナルはすべてトタン屋根である。



(写真) タンジュン・アライ村の住宅

その後、葺き替えたと思われるが、スレートの方がずっと高い材料であり、なぜスレートを使うのか理解できない。また、ジャワ島以外はトタン屋根が標準である」との説明があった。周囲の家を見回したが、スレートで葺かれた屋根を持つ家は他には見あたらなかったように思えた。

## 2. グヌン・ハリムン・サラク国立公園管理計画(技術協力)

## (1) 事業の背景